

事業再生のみちしるべ

Vol.8 スポンサー型再生とは

法的整理と私的整理

近年、事業再生局面においてスポンサー型の再生が増えています。一定の事業性はあるものの、借入金の返済にめどがたたず、将来に向けての投資も困難となれば、会社は自力での存続が困難になります。このような場合にスポンサーに事業を譲渡しスポンサーの下で再生することがあります。

多くのケースでは、スポンサーから受け取った譲渡代金を返済に充てることとなりますが、借入金全額を返済することは困難であり、最終的には残った借入金を金融機関に放棄していただくことが前提になります。方法としては民事再生などの法的整理、あるいは金融機関だけとの協議により行う私的整理があります。

私的整理は安易にはできない

ただし、私的整理は全ての金融機関の同意が必要となりますので、安易に進めていける手法ではありません。メイン行以下全金融機関の協力を得て、スポンサー選定のプロセスや譲渡代金は適正か、など厳しい条件をクリアしていくことになります。金融機関の同意を得ずして事業譲渡を行うことは詐害行為取消権の対象となるおそれがありますので、経験豊富な専門家に相談してみることが重要です。

経営者は同時に保証人であることが多く、債権放棄を受けるにあたって私財提供など相応の責任をすることを求められます。経営者（または保証人）としての責任を果たしつつ、従業員の雇用や取引先との取引など、事業の継続を図るのがスポンサー型再生の特徴と言えるのです。



ビズリンク・アドバイザーズ株式会社
取締役パートナー(税理士) 中井 功